

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例(34) 2

江東区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(35) 2

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例(36) 3

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例(37) 3

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(38) 4

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(39) 4

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(40) 4

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(41) 6

江東区地下鉄8号線建設基金条例の一部を改正する条例(42) 8

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(43) 8

◎規 則

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則(78) 10

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(79) 15

江東区夢の島総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則(80) 19

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(81) 25

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(82) 36

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(83) 37

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(84) 37

◎告 示

開発行為に関する工事の完了公告(305) 38

特定子ども・子育て支援施設等の確認について(308) 38

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(309) 38

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(310) 38

保管自転車の処分について(令和4年10月上旬期)(322) 38

令和3年度江東区各会計歳入歳出決算の認定に伴う手続きについて(324) 39

令和4年度補正予算の告示について(325) 39

令和4年度補正予算の告示について(326) 46

特別区道路線の供用開始について(329) 48

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(330) 50

指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について(331) 50

◎告 示(教)

令和4年第10回江東区教育委員会定例会の招集(17) 51

江東区登録無形文化財の認定解除について(18) 51

◎告 示(監)

令和4年度第2回定期監査の結果及び公表について(12) 51

◎区 議 会

区議会議決事項(令和4年第3回定例会) 54

条	例
----------	----------

江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する
条例を公布する。

令和 4 年 1 0 月 2 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 3 4 号

江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正
する条例

江東区夢の島総合運動場条例（平成 6 年 3 月江
東区条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 夢の島競技場の項の次に次のように加
える。

夢の島スケート ボードパーク	1 月 4 日～1 2 月 2 8 日	午前 9 時～午 後 8 時
-------------------	------------------------	-------------------

別表第 1 駐車場の項中「午後 5 時 3 0 分」を
「午後 8 時 3 0 分」に改める。

別表第 3 中

「 夢の島競技場		1	日	1 1 3,	8 5 0 円
	会議室	1	日	6,	8 0
	写真撮影	1	日	1 3 1,	2 5 0 円
	映画、テ レビ、ビ デオその 他動画撮 影	1	日	2 5 3,	9 5 0 円

を

「 夢の島競技場		1	日	1 1 3,	8 5 0 円
	会議室	1	日	6,	8 0
	写真撮影	1	日	1 3 1,	2 5 0 円
	映画、テ レビ、ビ デオその 他動画撮 影	1	日	2 5 3,	9 5 0 円
夢の島スケートボ ードパーク		1	日	1 0 3,	9 5 0 円
	写真撮影			1 1 9,	9 0 0 円
	映画、テ レビ、ビ デオその 他動画撮 影	1	日	2 3 2,	6 5 0 円

に改め、同表備考 5 中「夢の島競技場」の次に
「又は夢の島スケートボードパーク」を加え、同
表中

施設	単位	利用料金	
		一般	小・中学生
トラック	1 回	4 5 0 円	1 5 0 円

を

施設	単位	利用料金	
		一般	小・中学生
夢の島競技 場トラック	1 回	4 5 0 円	1 5 0 円
夢の島スケ ートボ ード パーク	1 回	4 5 0 円	1 5 0 円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行す
る。

(準備行為)

2 この条例による改正後の江東区夢の島総合運
動場条例の規定に基づく夢の島スケートボ
ードパークの利用に関し必要な準備行為は、この条
例の施行の日前においても行うことができる。

江東区子どもの医療費の助成に関する条例の一
部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 1 0 月 2 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 3 5 号

江東区子どもの医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例

江東区子どもの医療費の助成に関する条例（平
成 4 年 1 2 月江東区条例第 4 7 号）の一部を次の
ように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「以後における」を
「以後の」に改め、「までの」の次に「間にあ
る」を加え、同条第 4 号中「子どもと同居して、
これを監護し、かつ、扶養すること」を「乳幼児
及び児童にあつてはこれと同居して、これを監護
し、かつ、扶養すること」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号中「及び児童」を「、児童及び高校生等」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 高校生等 1 5 歳に達した日の翌日以後の

最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項第5号の場合において、高校生等が何人からも監護されておらず、区が必要と認めるときは、当該高校生等本人を保護者とみなす。

第3条第1項中「子どもの保護者で」を削り、同項第1号中「江東区内」を「乳幼児又は児童の保護者で、江東区内」に改め、同項第2号中「その者」を「乳幼児、児童又は高校生等の保護者で、その者」に改め、「かつ」の次に「、その者が保護する子どもの疾病又は負傷について」を加え、「の規定による被保険者」を削り、「による被扶養者」を「により医療に関する給付が行われるもの」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江東区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に対象者の保護する子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われた場合について適用し、施行日前に対象者の保護する子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において、この条例による改正前の江東区子どもの医療費の助成に関する条例第4条第1項の規定により、医療費助成の受給資格を有している対象者で、施行日において対象者に該当すべきものは、新条例第4条第1項の規定により、医療費助成の受給資格を有しているものとみなす。
- 4 施行日前においても、新条例第4条第1項に規定する助成を受ける資格に係る申請の受理及び医療証の交付は、新条例の規定の例により行うことができる。

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第36号

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条

例

江東区立児童遊園条例（昭和52年6月江東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表同北砂一丁目第二児童遊園の項の次に次のように加える。

同 北砂小名木川児童遊園	同 北砂三丁目4番17号
--------------	--------------

附 則

この条例は、令和4年10月24日から施行する。

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第37号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

江東区事務手数料条例（昭和33年3月江東区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6の63の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表64の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表75の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表76の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表79の項中「長期優良住宅建築等計画の認定」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「新築住宅（）」を「長期優良住宅建築等計画に係る新築住宅（）」に、「以下この項及び次項において同じ」を「（以下この項及び次項において単に「新築住宅」という）」に、「既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）」を「新築住宅以外の住宅又は長期優良住宅維持保全計画に係る住宅（以下これらを「既存住宅」という。）」に改め、同表80の項及び82の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 38 号

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年 3 月江東区条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 2 号中「73,090 円」を「75,290 円」に改め、同項第 4 号中「36,500 円」を「37,600 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 新条例第 12 条第 2 項第 2 号及び第 4 号の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 10 月 21 日

江東区長 山崎 孝明

◎江東区条例第 39 号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年 3 月江東区条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 4 条第 1 項ただし書、第 5 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項、第 6 条第 2 項並びに第 15 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 3 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 10 月 21 日

江東区長 山崎 孝明

◎江東区条例第 40 号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年 3 月江東区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 6 項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第 7 項を次のように改める。

7 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 7 条の 3 を削る。

第 20 条第 4 項及び第 22 条第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 27 条第 3 項、第 30 条第 3 項、第 31 条第 2 項及び第 32 条の 2 中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第 7 条中「前条」を「第 6 条」に改め、同条を附則第 8 条とし、附則第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（職員の定年の引上げに関する経過措置）

第 7 条 当分の間、職員の給料月額は、その者が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日

（第3項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
- (2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第5項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

4 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合に

おける同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第1項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

- 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受けるものとの均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第1項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 6 第3項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 7 当分の間、第1項の規定の適用を受ける職員に対する江東区職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月江東区条例第48号。以下「給与条例」という。）附則第7条第1項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第7条第1項の規定による降給は、この限りでない」とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、第1項の規定及び第3項の規定による給料月額その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前		基準給	基準給	基準給	基準給
-----	--	-----	-----	-----	-----

再任用 短時間 勤務職 員	料月額 2 2 9, 4 0 0	料月額 2 6 8, 2 0 0	料月額 2 9 1, 3 0 0	料月額 3 3 0, 3 0 0
------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第 7 条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年 3 月江東区条例第 4 7 号）第 3 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。
- 5 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、そ

の者の属する職務の級に応じた額に、江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年 3 月江東区条例第 4 7 号）第 3 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 2 0 条第 4 項及び第 2 2 条第 2 号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 2 7 条第 3 項及び第 3 1 条第 2 項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第 3 0 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第 3 項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員」とする。
- 9 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第 1 1 条、第 1 2 条及び第 1 4 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 1 0 第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 1 0 月 2 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 4 1 号

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 0 年 1 2 月江東区条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 臨海副都心青海地区地区計画の項中「平成 2 6 年 1 0 月東京都告示第 1 3 6 8 号」を「令和 4 年 6 月東京都告示第 9 4 0 号」に改める。

別表第2 臨海副都心青海地区地区整備計画の項
中

「 青 海 2 区 域 P 街 区 」	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律第2 条第6項各号に掲げる店舗型 性風俗特殊営業の用に供する もの	10 分の 50			14,0 00平方 メー トル。た だし、ガ ス事 業にお けるガ バナ ース テー ション に供す る部分 につい ては、 この限 りでな い。	計画図 に示す 壁面の 位置。 ただし 、歩 行者 専用 デッキ の部 分を除 く。	10 メ ー ト ル （A ・ P か ら 高 さ に よ る 。）			
	2 法別表第2（ぬ）項に掲げ るもの									

を

「 青 海 1 区 域 T 2 街 区 」	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律第2 条第6項各号に掲げる店舗型 性風俗特殊営業の用に供する もの				15,0 00平方 メー トル	計画図 に示す 壁面の 位置。 ただし 、歩 行者 専用 デッキ の部 分を除 く。	11 メ ー ト ル （A ・ P か ら 高 さ に よ る 。）			
	2 法別表第2（ぬ）項に掲げ るもの									
青 海 2 区 域 P 街 区	次に掲げる用途の建築物 1 風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律第2 条第6項各号に掲げる店舗型 性風俗特殊営業の用に供する もの	10 分の 50			14,0 00平方 メー トル。た だし、ガ ス事 業にお けるガ バナ ース テー ション に供す る部分 につい ては、 この限 りでな い。	計画図 に示す 壁面の 位置。 ただし 、歩 行者 専用 デッキ の部 分を除 く。	10 メ ー ト ル （A ・ P か ら 高 さ に よ る 。）			
	2 法別表第2（ぬ）項に掲げ るもの									

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区地下鉄8号線建設基金条例の一部を改正
する条例を公布する。

令和 4 年 10 月 21 日

江東区長 山崎 孝明

◎江東区条例第 4 2 号

江東区地下鉄 8 号線建設基金条例の一部を改正する条例

江東区地下鉄 8 号線建設基金条例（平成 22 年 3 月江東区条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江東区地下鉄 8 号線建設等基金条例

第 1 条中「8 号線の建設」の次に「、沿線のまちづくり等」を加え、「建設基金」を「建設等基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 10 月 21 日

江東区長 山崎 孝明

◎江東区条例第 4 3 号

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年 1 月江東区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「退職」の次に「、長期欠席等」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 役職議員及び議員がその任期中に長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日までの間に開かれる会議及び委員会（以下「会議等」という。）の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をしたときは、当該定例会の閉会の日属する月の翌月以後に支給する議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由による場合は、この限りでない。

- (1) 公務上の災害又は通勤による災害
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 18 条第 1 項に規定する患者又は無症状病原体保有者であること。
- (3) 出産
- (4) 前 3 号に掲げる事由に類するものとして議長が認めるもの
- (5) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養であって、医師の診断書の提出があり、やむを得ないものとして議長が認めるもの

5 前項本文の規定は、当該役職議員及び議員が、議員報酬を支給されないこととされた月以後に会議等に出席した日の属する月（当該月が議員報酬を支給されないこととされた月と同一の月である場合は、その翌月）以後の議員報酬については、これを適用しない。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 4 条の 2 役職議員及び議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれた日までの期間（以下「逮捕等の期間」という。）の議員報酬の支給を停止する。この場合において、支給を停止すべきであった議員報酬であって、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、当該処分を解かれた日の翌月末日までにこれを返納しなければならない。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止された役職議員及び議員が、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該停止していた期間の議員報酬を支給する。その時点において、役職議員及び議員が江東区議会議員としての職を退いている場合も同様とする。

- (1) 公訴を提起しない処分が行われたとき。
- (2) 無罪の判決が確定したとき。

3 第 1 項の規定により議員報酬の支給を停止された場合で当該停止に係る刑事事件に関して有罪の判決が確定したときは、次に掲げる議員報酬は、支給しない。

- (1) 第 1 項の規定によりその支給を停止した議員報酬
- (2) 当該判決において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の開始の日からその終了の日までの各日分に相当する議員報酬

4 前項第 2 号の場合において、同号に定める議員報酬のうち、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、当該刑の執行が言い渡された日の翌月末日までにこれを返納しなければならない。

第 8 条第 2 項中「の期間」の次に「（以下本条においてこれらの期間を「基準期間」という。）」を加え、同条第 3 項中「第 1 項の基準日以前 3 月以内（基準日が 12 月 1 日であるときは、6 月以内）の期間」を「基準期間」に改め、同条中第 5 項を第 10 項とし、第 4 項の次に次の 5 項を加える。

- 5 役職議員及び議員が基準期間中に長期欠席をし、第4条第4項本文の規定が適用された場合の期末手当の額は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2項及び第3項の規定により算出された額から、当該額に基準期間における議員報酬が支給されなかった月数を基準期間の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た額を減じた額とする。
- 6 役職議員及び議員が基準期間中に第4条の2に掲げる事由に該当し、同条の規定が適用された場合は、第2項及び第3項の規定にかかわらず、第2項及び第3項の規定により算出された額から、当該額に基準期間において議員報酬の支給が停止された日数を基準期間の在職期間の日数で除して得た額を乗じて得た額の期末手当の支給を停止する。この場合において、支給を停止すべきであった期末手当であって、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、基準日の翌月末日までにこれを返納しなければならない。
- 7 前項の規定により期末手当の支給を停止された役職議員及び議員が、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該停止していた分の期末手当を支給する。その時点において、役職議員及び議員が江東区議会議員としての職を退いている場合も同様とする。
 - (1) 公訴を提起しない処分が行われたとき。
 - (2) 無罪の判決が確定したとき。
- 8 第6項の規定により期末手当の支給を停止された場合で当該停止に係る刑事事件に関して有罪の判決が確定したときは、次に掲げる期末手当は、支給しない。
 - (1) 第6項の規定によりその支給を停止した期末手当
 - (2) 当該判決において言い渡された刑の執行として刑事施設に収容された期間の開始の日からその終了の日までの各日分に相当する期末手当
- 9 前項第2号の場合において、同号に定める議員報酬のうち、既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた役職議員及び議員は、当該刑の執行が言い渡された日の翌月末日までにこれを返納しなければならない。

附 則

 - 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の2

及び第8条第6項から第8項までの規定は、この条例の施行の日以後、役職議員又は議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受ける場合について適用する。

規 則

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 10 月 21 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 78 号

江東区保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則

江東区保育所等における保育に関する規則（平成 10 年 3 月江東区規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第5条関係)

年度 保育所等 利用申込書

(□ 転所)

江東区長 殿

①の記載内容のとおり、子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請をします。

江東区福祉事務所長 殿

①及び②の記載内容のとおり、入園のしよりの内容を承諾した上で保育所等の利用申込みをします。

教育・保育給付認定・保育施設の利用調整及び保育料の決定に当たり、マイナンバーの情報連携に同意します。

※申請児童が3名以上の場合にはコピーしてお使いください。

転所を希望の場合、上の□にチェックをお願いします。転所の必要がなくなった場合には申込みの取下げが必要です。

申込日 年 月 日

住 所 江東区 丁目 番 号
氏 名 生 年 月 日 年 齢
代 保 護 者 表 護 者 者 者 者
保 護 者
申 請 児 童
利 用 希 望 園
区 使 用 欄

※1 ◆今後保育園に関する通知の宛名は保護者代表者欄に記入した方となります。
◆保護者代表者が世帯主以外でも構いませんが、父母のうち一方が江東区民でもう一方が区外在住者の場合は、江東区民を保護者代表者としてください。
◆申請児童又はきょうだいが在園し、又は教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定を受けており、現在の保護者代表者が今回の申請と異なる場合は、既に登録されている保護者を代表者としていただきます。
※2 ○が両親ともついていない場合は、保護者代表者を優先連絡先とします。
※3 記載内容が異なる場合又は税申告の手続が済んでいない場合は、区市町村民税の確認ができないことから、利用調整において不利になることがあります。
※4 F及びGは3人以上同時申込では選択できません。入園のしよりに、きょうだいで申し込む場合の選択方法の説明があります。
※5 記載がない場合は、調整指数1.5番の加点の対象とはなりませんのでご注意ください。

家 庭 状 況 届

★区ホームページにエクセル形式のファイル、記載例及び記載方法の解説動画を掲載しています★
教育・保育給付認定の申請及び保育所等の利用を申し込む理由について、それぞれ該当する□にチェックをし、必要事項をご記入ください。

※ 就労事由で利用申込みを行う場合は、原則として、就労証明書等の記載内容に基づき、指数付けを行います。

Form with columns for '父の状況' (Father's Status) and '母の状況' (Mother's Status). Includes sections for employment status (勤務形態), childcare (育児休業), short-term work (短時間勤務), business status (事業形態), marital status (単身赴任, 離婚予定, 転職予定), job search (求職), childbirth (出産), illness (疾病), disability (障害), guardianship (介看護), education (通学), and non-existence (不存在).

Form for relocation: 申込以降に引越し予定がある場合 (If you plan to move after application) and 転居先住所 (New residence address) with a field for 引越予定日 (Planned moving date).

Form for living protection status: 生活保護の状況 (Living protection status) with options for 受けていない (Not receiving), 申請中 (Applying), and 受けている (Receiving).

Form for grandparents' status (祖父母の状況) and children's status (申請児童からみた続柄). Includes fields for name, birth date, age, residence status, and reasons for non-residence.

※1 祖父母の年齢は、年4月1日時点での年齢をご記入ください。
※2 申請児童を除く扶養児童についての年齢は、入所希望月1日時点での年齢をご記入ください。
※3 申請児童を除く扶養児童のうち、別居中の児童がいる場合は、別途書類が必要となる場合がありますので 係まで直接お問い合わせください。

児童の健康状況申告書 (年 月 日記入)

児童名 歳 か月 (記入日時点)

先天性の病気や慢性疾患及び発育・発達の相談等で、病院や施設に通っていますか	いいえ	はい
「はい」の場合 病名、障害名等： () 病院名・施設名： 墨東・東部療育・CoCo・親子教室・その他() 受診： 年・月・週に()回 通院・通所の目的 (治療 ・ 経過観察 ・ 療育 ・ その他【 】)		
先天性の病気や慢性疾患による医療的ケアがありますか	いいえ	はい
「はい」の場合の医療的ケアの内容 ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内の喀痰吸引 ④経管栄養 ⑤酸素吸入 ⑥その他()		
障害者手帳等の交付を受けていますか	いいえ	はい
種別【身体・愛の手帳(療育)・精神】	等級【 級(度) 級(度) 】	
アレルギー疾患と診断されていますか	いいえ	はい
「はい」の場合 ①食物アレルギー・アナフィラキシー ②気管支ぜん息 ③アトピー性皮膚炎 ④アレルギー性結膜炎 ⑤アレルギー性鼻炎 ⑥その他()		
心身、言語等の発達において気になることがありますか	いいえ	はい
「はい」の場合どんなことですか []		
①生まれた時の状況は	正常 帝王切開 吸引 早産 仮死	
②生まれた時の体重は	2,000g以上 (g)	2,000g未満 (g)
③生まれたのは妊娠何週でしたか	36週以上 (週)	36週未満 (週)
※②で2,000g未満又は③で36週未満だった方のみ回答	現在の身長 (cm) ・ 体重 (g)	
④首がすわったのはいつ頃ですか (※記入日時点で月齢5か月以上の場合のみ回答)	(か月・まだ)	
⑤ひとりずわりができるようになったのはいつ頃ですか (※記入日時点で月齢9か月以上の場合のみ回答)	(か月・まだ)	
《記入日時点で1歳6か月以上のお子様については、以下の⑥～⑰もご回答ください。》		
⑥歩きはじめたのはいつ頃ですか	(か月・まだ)	
⑦理由なく突然たいたり、かみついたり奇声をあげたりしますか	いいえ	はい
⑧生活に支障をきたす程、特定のことにこだわりますか(数字・図形・水遊び・食べ物・回るものなど)	いいえ	はい
⑨次のことを極端に嫌がりますか(人に触れられる・大きな音など)	いいえ	はい
⑩後追いをしますか(しましたか)	はい	いいえ
⑪名前を呼ばれたら返事しますか(呼ばれたことが分かり反応する)	はい	いいえ
⑫意味のある単語(物の名称など)を話しますか	はい	いいえ
⑬話しかけられた人と目を合わせますか	はい	いいえ
⑭簡単な指示を理解できますか(「～チョウダイ」「マッテテネ」など)	はい	いいえ
⑮危険な行為を、大人の表情や簡単な言葉かけでやめる事ができますか	はい	いいえ
⑯あいさつ・返事など生活や遊びに必要な言葉を使えますか	はい	いいえ
⑰ほかの子どもや周囲に関心を示しますか	はい	いいえ
下記に同意の上、□にチェックをし、ご署名をお願いいたします。 <input type="checkbox"/> 「児童の健康状況申告書」を入園が内定した園等に通知することに同意します。 <input type="checkbox"/> 記入内容に偽り等が判明した場合は、入園を取り消されても異議ありません。 <input type="checkbox"/> 上記内容に変更が生じた場合は、その内容について報告します。 年 月 日 保護者署名 _____		

※本申告書は、申込児童1名につき1面を使用してください。申込児童が2名の場合は表面及び裏面を、3名以上の場合は本紙をコピーしてご使用ください。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 1 1 条関係)

利用解除届

(ご提出前に下記「利用解除に当たっての注意事項」を必ずお読みください。)

江東区福祉事務所長 殿

年 月 日

保 護 者	住 所	江東区	丁 目	番	号
	氏 名				電話

下記の理由により、保育所における保育の利用を解除してください。

児童氏名		生年月日	年 月 日生
児童氏名		生年月日	年 月 日生
保育所等名			
利用解除する日	年 月 日	(最終登園日の属する月の月末の日付をご記入ください。)	

該当する理由の□をチェックし、内容を記入してください。

住所変更 (転出) のため。

転出 (予定) 日 年 月 日

転 出 先 住 所

連 絡 先

◆ 住所変更後、転出した月の翌月以降も、現在利用している保育所を引き続き利用

します。

しません。

※住所変更後も継続して通園する場合は、原則、転出月中に転出先自治体の保育園担当窓口でお申込み手続きが必要です。

必要書類等については、転出先自治体の保育園担当窓口にお問い合わせください。

※転出月中のお手続きがない場合は、継続して通園することができなくなる場合がありますのでご注意ください。

保護者の状況が次のようになったため。

離職したため。

家庭で保育ができる環境になったため。

育児休業取得のため。

その他

(理由)

<利用解除に当たっての注意事項>

◆原則、利用解除届は退園月の10日までにご提出ください。

◆一度ご提出された利用解除届を取り下げることはできません。

◆月の途中から保育園に通わなくなった場合でも、1か月分の保育料が発生します。

◆利用解除届を提出しても、退園する月の月末までは通うことができます。

◆転園申込みをしている方が、現在通っている保育園を退園した場合は、転園申込みは取下げとなります。

◆利用解除届については、保護者 (父母) 双方の同意があるものとして受け付けます。

受付年月日

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区保育所等における保育に関する規則の

別記様式による用紙で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行
規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第79号

江東区子どもの医療費の助成に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行
規則(平成4年12月江東区規則第62号)の一
部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「その他区長」を「前3
号に掲げるもののほか、区長」に改め、同号を同
項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請者及び配偶者の前年及び前々年の所得
の状況を証する書類(高校生等に係る申請の
場合に限る。)

第5条第3項中「達する日後」を「達した日以
後」に、「定める」を「規定する」に改め、同項
を同条第4項とし、同条第2項中「別記第3号の
2様式」の次に「、高校生等にあつては別記第3
号の3様式」を加え、同項を同条第3項とし、同
条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が児童手当
法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第
1号に該当し、児童手当の支給を受けている場
合において、当該児童手当の児童手当認定通知
書又は児童手当支払通知書を提示するときは、
前項第3号の書類の添付を省略することができ
る。

第5条に次の1項を加える。

5 区長は、第3項又は前項の規定により児童に
係る医療証の交付を受けた者が、当該児童が1
5歳に達した日以後の最初の4月1日において
高校生等に該当し、かつ、条例第3条に規定す
る対象者に引き続き該当するときは、当該対象
者に対し高校生等に係る医療証を交付するもの
とする。

第6条第1項中「6歳に達する日以後におけ
る」を「6歳に達した日以後の」に、「15歳に
達する日以後における最初の3月31日」を「1
5歳に達した日以後の最初の3月31日、高校生
等にあつては18歳に達した日以後の最初の3月
31日」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

医療証交付申請書兼現況届 (乳) (子) (青)

江東区長 殿 □ 次のとおり申請又は届出するとともに、医療証の交付及び更新に係る審査のため、所得情報その他受給資格に関わる情報を公簿等 (マイナンバー制度による情報連携を含む) により確認することに同意します。

年 月 日提出

請求者 (保護者)	住 所	江東区 丁目 番 号		電 話	-	
	フリガナ			生年月日	子どもとの続柄	
	氏 名			年 月 日	1 父 2 母 3 他()	
	請求者マイナンバー					
	フリガナ			配偶者の住所	住所: 同・別()	
配偶者名			配偶者の生年月日	年 月 日		
配偶者マイナンバー						
請求者 1月1日 の住所	江東区以外の場合に記入 本年: 都 道 市 区 府 県 町 村		配偶者 1月1日 の住所	江東区以外の場合に記入 本年: 都 道 市 区 府 県 町 村		
	前年: 都 道 市 区 府 県 町 村			前年: 都 道 市 区 府 県 町 村		

	フリガナ	続柄	生年月日	同居 別居	監護の 有無	生計	受給者番号
	氏 名		年 月 日				
子 ど も	個人番号						
	1		年 月 日	同・別	有・無	同・維持	乳・子・青
	2		年 月 日	同・別	有・無	同・維持	乳・子・青
	3		年 月 日	同・別	有・無	同・維持	乳・子・青
4		年 月 日	同・別	有・無	同・維持	乳・子・青	
子どもの加入 健康保険		種 類	1 国保 2 国保組合 3 共済 4 その他社会保険				
被保険者名		氏 名		子どもとの 続 柄		1 父 2 母 3 他()	

別記第 3 号様式及び別記第 3 号の 2 様式中

別記第 3 号の 2 様式の次に次の 1 様式を加える。

「 子 ど も 」	氏 名	
	生年月日	年 月 日生

を

「 子 ど も 」	氏 名	
	生年月日	年 月 日生

に改める。

別記第3号の3様式（第5条関係）
（表）

(青)		医 療 証			
負担者番号					
受給者番号					/
子ども	氏名				
	生年月日		年	月	日生
保護者	住所				
	氏名				
有効期間			年	月	日から
			年	月	日まで
上記の者は、江東区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を江東区が助成するものであることを証明する。 <p style="text-align: center;">江 東 区 長</p>					
交付年月日			年	月	日

（裏）

御 注 意	
1 この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院、診療所、薬局（以下「病院等」という。）の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証と一緒に提出してください。	
2 入院の場合は食事標準負担額をお支払いください。 入院で高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証を提示してください。	
3 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。 都外の病院等では使えません。	
4 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診したときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。	
5 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。	
6 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出てください。	
7 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。	
8 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。	
<p style="text-align: center;">〔問い合わせ先〕 江東区 部 課 係 直通電話 ()</p>	

別記第9号様式を次のように改める。

付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新規則第5条の規定による高校生等に係る医療証の交付の申請、当該医療証の交付その他の手続は、施行日前においても行うことができる。

江東区夢の島総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第80号

江東区夢の島総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則

江東区夢の島総合運動場条例施行規則(平成21年3月江東区規則第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「又は江東区」を「、江東区」に改め、「第4号様式)」の次に「又は江東区夢の島スケートボードパーク回数券(別記第4号の2様式)」を加える。

第9条第2項中「利用料等還付請求書」を「利用料金還付請求書」に改める。

別記第1号様式・別記第7号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 3 条関係) ・別記第 7 号様式 (第 8 条関係)

(指定管理者)殿

申請No. _____
年 月 日

〒 _____
申請者 住 所 _____
フリガナ _____
団 体 名 _____
フリガナ _____
代表者氏名 _____
連 絡 先 () _____

利用申請書

下記のとおり利用したいので申請いたします。

記

使用目的	(使用人員 人)
種 目	<input type="checkbox"/> 陸上競技・ <input type="checkbox"/> サッカー・ <input type="checkbox"/> 運動会・ <input type="checkbox"/> 野球・ <input type="checkbox"/> スケートボード <input type="checkbox"/> その他()
日 時 ①	年 月 日() 時 分～ 時 分
日 時 ②	年 月 日() 時 分～ 時 分
日 時 ③	年 月 日() 時 分～ 時 分
区 分 (野球場以外)	<input type="checkbox"/> 午前・ <input type="checkbox"/> 午後・ <input type="checkbox"/> 夜間・ <input type="checkbox"/> 全日
使用施設	<input type="checkbox"/> 競技場 (<input type="checkbox"/> トラック・ <input type="checkbox"/> フィールド・ <input type="checkbox"/> 観客席・ <input type="checkbox"/> 会議室A・ <input type="checkbox"/> 会議室B) <input type="checkbox"/> 野球場 () 面・ <input type="checkbox"/> 野球場会議室・ <input type="checkbox"/> スケートボードパーク
照明施設 (競技場のみ)	<input type="checkbox"/> 写真判定用 <input type="checkbox"/> 第1段階(150ルクス) <input type="checkbox"/> 第2段階(300ルクス) <input type="checkbox"/> 第3段階(500ルクス) <input type="checkbox"/> 使用しない
利用器具等 (競技場のみ)	競技用器具を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない 放送設備を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない 電光掲示板を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない
持込器具等	持込器具等が <input type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない
入 場 料 等	入場料等を <input type="checkbox"/> 徴収する・ <input type="checkbox"/> 徴収しない
備 考	

当日責任者	氏名 _____ 当日の連絡先 () _____
施設利用料	() 区分
照明施設料	第()段階×()時間=
減 免	無 ・ 有 (免除・5割・3割)
合 計	

利用料金減額免除申請書

(指定管理者)殿

申請者 団体名 _____
(代表者)氏名 _____

上記施設の利用に当たり、利用料金の減額・免除を申請します。

減額・免除事由	
---------	--

減額免除該当根拠規定

江東区夢の島総合運動場条例施行規則第 条第 項
全額免除 第 号
5割減額 第 号
3割減額 第 号

利用料金	減額・免除額	納入額
円	円	円

※ ご記入いただいた個人情報、お申込みいただいた事業のみに利用し、それ以外の利用はいたしません。

別記第2号様式(第4条関係)

申請No. _____
年 月 日

利用承認書兼領収書

下記のとおり承認及び領収しました。

記

フリガナ		フリガナ	
団 体 名		代表者氏名	
住 所	〒		
使用目的	(使用人員 人)		
種 目	<input type="checkbox"/> 陸上競技・ <input type="checkbox"/> サッカー・ <input type="checkbox"/> 運動会・ <input type="checkbox"/> 野球・ <input type="checkbox"/> スケートボード <input type="checkbox"/> その他()		
日 時 ①	年 月 日()	時 分~	時 分
日 時 ②	年 月 日()	時 分~	時 分
日 時 ③	年 月 日()	時 分~	時 分
区 分 (野球場以外)	<input type="checkbox"/> 午前・ <input type="checkbox"/> 午後・ <input type="checkbox"/> 夜間・ <input type="checkbox"/> 全日		
使用施設	<input type="checkbox"/> 競技場(トラック・フィールド・観客席・会議室A・会議室B) <input type="checkbox"/> 野球場()面・ <input type="checkbox"/> 野球場会議室・ <input type="checkbox"/> スケートボードパーク		
照明施設 (競技場のみ)	<input type="checkbox"/> 写真判定用 <input type="checkbox"/> 第1段階(150ルクス) <input type="checkbox"/> 第2段階(300ルクス) <input type="checkbox"/> 第3段階(500ルクス) <input type="checkbox"/> 使用しない		
利用器具等 (競技場のみ)	競技用器具を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない		
	放送設備を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない		
	電光掲示板を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない		
持込器具等	持込器具等が <input type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない		
入 場 料 等	入場料等を <input type="checkbox"/> 徴収する・ <input type="checkbox"/> 徴収しない		
備 考			

領収額
円

(指定管理者) 印

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 4 号の 2 様式 (第 4 条関係)

江東区夢の島スケートボードパーク回数券 (利用区分)	
(利用金額 (利用金額×11枚)) (指定管理者名)	
(利用区分) 回数券	(利用区分) 回数券 (回収用)
(指定管理者名)	
(利用区分) 回数券	(利用区分) 回数券 (回収用)
(指定管理者名)	

別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第5号様式（第4条関係）

No. _____
年 月 日

（指定管理者） 殿

〒 _____
住 所 _____
フリガナ _____
団 体 名 _____
フリガナ _____
代表者氏名 _____
連 絡 先 () _____

利用承認取消願

下記のとおり、利用承認の取消しをお願いします。

記

取 消 理 由	
種 目	<input type="checkbox"/> 陸上競技・ <input type="checkbox"/> サッカー・ <input type="checkbox"/> 運動会・ <input type="checkbox"/> 野球・ <input type="checkbox"/> スケートボード <input type="checkbox"/> その他()
日 時 ①	年 月 日() 時 分～ 時 分
日 時 ②	年 月 日() 時 分～ 時 分
日 時 ③	年 月 日() 時 分～ 時 分
区 分 (野球場以外)	<input type="checkbox"/> 午前・ <input type="checkbox"/> 午後・ <input type="checkbox"/> 夜間・ <input type="checkbox"/> 全日
使用施設	<input type="checkbox"/> 競技場 (<input type="checkbox"/> トラック・ <input type="checkbox"/> フィールド・ <input type="checkbox"/> 観客席・ <input type="checkbox"/> 会議室A・ <input type="checkbox"/> 会議室B) <input type="checkbox"/> 野球場 () 面・ <input type="checkbox"/> 野球場会議室・ <input type="checkbox"/> スケートボードパーク
照 明 施 設 (競技場のみ)	<input type="checkbox"/> 写真判定用 <input type="checkbox"/> 第1段階(150ルクス) <input type="checkbox"/> 第2段階(300ルクス) <input type="checkbox"/> 第3段階(500ルクス) <input type="checkbox"/> 使用しない
利用器具等 (競技場のみ)	競技用器具を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない 放送設備を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない 電光掲示板を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない
持込器具等	持込器具等が <input type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない
入 場 料 等	入場料等を <input type="checkbox"/> 徴収する・ <input type="checkbox"/> 徴収しない
備 考	

別記第 6 号様式 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

殿

(指定管理者)印

利用承認取消等通知書

利用承認の取消し
下記のとおりに 利用の停止 をしたので通知します。
利用の制限

記

使用目的	(使用人員 人)
種 目	<input type="checkbox"/> 陸上競技・ <input type="checkbox"/> サッカー・ <input type="checkbox"/> 運動会・ <input type="checkbox"/> 野球・ <input type="checkbox"/> スケートボード <input type="checkbox"/> その他()
日 時 ①	年 月 日() 時 分～ 時 分
日 時 ②	年 月 日() 時 分～ 時 分
日 時 ③	年 月 日() 時 分～ 時 分
区 分 (野球場以外)	<input type="checkbox"/> 午前・ <input type="checkbox"/> 午後・ <input type="checkbox"/> 夜間・ <input type="checkbox"/> 全日
使用施設	<input type="checkbox"/> 競技場(トラック・フィールド・観客席・会議室A・会議室B) <input type="checkbox"/> 野球場()面・ <input type="checkbox"/> 野球場会議室・ <input type="checkbox"/> スケートボードパーク
照明施設 (競技場のみ)	<input type="checkbox"/> 写真判定用 <input type="checkbox"/> 第1段階(150ルクス) <input type="checkbox"/> 第2段階(300ルクス) <input type="checkbox"/> 第3段階(500ルクス) <input type="checkbox"/> 使用しない
利用器具等 (競技場のみ)	競技用器具を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない 放送設備を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない 電光掲示板を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない
持込器具等	持込器具等が <input type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない
入 場 料 等 備 考	入場料等を <input type="checkbox"/> 徴収する・ <input type="checkbox"/> 徴収しない

理由

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 8 号様式を次のように改める。

別記第8号様式(第9条関係)

No. _____
年 月 日

(指定管理者) 殿

〒 _____
住 所 _____
フリガナ _____
団 体 名 _____
フリガナ _____
代表者氏名 _____
連 絡 先 () _____

利用料金還付請求書

下記のとおり、利用料金の還付を請求します。

記

種 目	<input type="checkbox"/> 陸上競技・ <input type="checkbox"/> サッカー・ <input type="checkbox"/> 運動会・ <input type="checkbox"/> 野球・ <input type="checkbox"/> スケートボード <input type="checkbox"/> その他()
日 時 ①	年 月 日() 時 分～ 時 分
日 時 ②	年 月 日() 時 分～ 時 分
日 時 ③	年 月 日() 時 分～ 時 分
区 分 (野球場以外)	<input type="checkbox"/> 午前・ <input type="checkbox"/> 午後・ <input type="checkbox"/> 夜間・ <input type="checkbox"/> 全日
使用施設	<input type="checkbox"/> 競技場(トラック・フィールド・観客席・会議室A・会議室B) <input type="checkbox"/> 野球場()面・ <input type="checkbox"/> 野球場会議室・ <input type="checkbox"/> スケートボードパーク
照明施設 (競技場のみ)	<input type="checkbox"/> 写真判定用 <input type="checkbox"/> 第1段階(150ルクス) <input type="checkbox"/> 第2段階(300ルクス) <input type="checkbox"/> 第3段階(500ルクス) <input type="checkbox"/> 使用しない
利用器具等 (競技場のみ)	競技用器具を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない
	放送設備を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない
	電光掲示板を <input type="checkbox"/> 利用する・ <input type="checkbox"/> 利用しない
持込器具等	持込器具等が <input type="checkbox"/> ある ・ <input type="checkbox"/> ない
入 場 料 等	入場料等を <input type="checkbox"/> 徴収する・ <input type="checkbox"/> 徴収しない
備 考	

還 付 理 由	
---------	--

※添付書類として、利用承認書兼領収書が必要です。

還付根拠

江東区夢の島総合運動場条例施行規則

第 条第 項 (全額・5割)

利用料金	利用料金徴収額	還付金額
円	円	円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区夢の島総合運動場条例施行規則の別記

様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月21日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第 8 1 号

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

江東区介護保険条例施行規則（平成 1 2 年 3 月江東区規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 7 号様式を次のように改める。

別記第 1 7 号様式（第 1 2 条関係）

介護保険居宅介護（介護予防） 福祉用具購入費 支給申請書

用具

フリガナ						保険者番号	1 3 1 0 8 6				
被保険者氏名						被保険者番号					
						個人番号					
生年月日	年 月 日 生					性別					
要介護状態区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5				
認定有効期間	年 月 日 から					年 月 日まで					
住 所	〒										
福祉用具名 (種目名及び商品名)		製造事業者名 販売事業者名	及び	購入金額 (税込み)	被保険者負担 額	介護給付額	購 入 日	電話番号			
種目	(1)・(2)・(3)・(5)・(6) (4)1・(4)2・(4)3・(4)4・(4)5・(4)6・(4)7	(製造)					年 月 日				
品名		(販売)		円	円	円					
種目	(1)・(2)・(3)・(5)・(6) (4)1・(4)2・(4)3・(4)4・(4)5・(4)6・(4)7	(製造)					年 月 日				
品名		(販売)		円	円	円					
種目	(1)・(2)・(3)・(5)・(6) (4)1・(4)2・(4)3・(4)4・(4)5・(4)6・(4)7	(製造)					年 月 日				
品名		(販売)		円	円	円					
				合 計	円	円					
福祉用具が必要な理由 (用具ごとに記載してください。)											
欄内に記載困難な場合は、裏面に記載してください。											
江 東 区 長 殿 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給を申請します。 年 月 日 申 請 者 住 所..... (被保険者本人) 氏 名..... ※ この申請について連絡できる 申請に来庁した方の氏名(続柄・所属) 家族の方の氏名及び続柄..... 電話番号.....											

別記第 2 2 号様式中

式を次のように改める。

「

生年 月日	年 月 日	性別	
----------	-------	----	--

」

を

「

生年 月日	年 月 日
----------	-------

」

に、

「

生年月日	性別
年 月 日	

」

を

「

生年月日
年 月 日

」

に改める。

別記第 2 2 号の 2 様式及び別記第 2 2 号の 3 様

別記第22号の2様式(第23条の2関係)

申請対象年度	年度	申請区分	1 新規	2 変更	3 取下げ	支給申請書整理番号 (保険者等記入欄)			
フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日	個人番号 賦課期間の始期及び終期			
国民健康保険資格情報									
保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄 1 世帯主 2 擬制世帯主 3 世帯員	保険者名称	加入期間	加入日から 年 月 日まで			
保険者番号	被保険者番号	後期高齢者医療資格情報 広域連合名称				加入期間	加入日から 年 月 日まで		
介護保険資格情報									
保険者番号	被保険者番号	保険者名称				加入期間	加入日から 年 月 日まで		
支給方法	口座管理番号 1	振込口座 記入欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	店舗コード	種目 1 普通預金 2 当座預金 9 その他	口座番号	フリガナ	振込先口座 管理番号
1 窓口払い	2 口座振込	添付の自己負担額証明書整理番号							
保険者 加入歴	1	加入期間	年 月 日から 年 月 日まで	備考欄					
2		加入期間	年 月 日から 年 月 日まで						
3		加入期間	年 月 日から 年 月 日まで						
江東区長 殿									
① 上記対象者について、高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給を申請します。									
② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。									
※自己負担額証明書の交付申請を行う場合は、①及び②のいずれも○で開んでください。									
高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給申請を行う場合は、①のみを○で開んでください。									

年 月 日

住所

郵便番号
申請代表者
氏名
電話番号

枚中

枚目

(原)

備考

1 この用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

ご記入上の注意事項

1 高額介護合算療養費等支給申請について

(1) 医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額を合計した結果、一定の限度額を超えた場合に、その超えた額が高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）として支給されます。

(2) 各資格情報欄については、申請対象年度末日（記載年の 7 月末日）に加入する医療保険（介護保険）の資格情報を記載してください。

(3) 国民健康保険資格情報の続柄欄、「2 擬制世帯主」とは世帯員が国民健康保険の被保険者であるが、世帯主は国民健康保険の加入者ではない場合をさします。

(4) 計算期間の始期及び終期の間に加入する医療保険（介護保険）に変更があった場合は、保険者加入履歴欄に以前に加入していた医療保険（介護保険）の保険者名称（広域連合名称）及び加入期間を記載し、また同保険者（広域連合）加入時の自己負担額証明書を添付する必要があります。添付する同証明書がない場合は、「添付なし」と記載してください。

なお、申請対象年度末日に加入している医療保険（介護保険）については、当該保険者加入履歴欄への記載は不要です。

(6) 複数名の支給額の同一口座への振込を希望する場合、該当者の振込口座記載欄（金融機関名から口座名義人まで）は記載せず、振込先口座管理番号欄に希望振込先口座の口座管理番号を記載してください。

例) 口座管理番号 2 の被保険者への支給額を、口座管理番号 1 の被保険者の口座へ振り込んでほしい場合、口座管理番号 2 の被保険者の振込口座記載欄は記載せず、振込先口座管理番号欄に 1 と記載する。

(6) 備考欄には、以下の内容を記載してください。

①国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者

・当該医療保険者（広域連合）の所在地及び同医療保険者における計算期間内の受診歴（以前に加入していた医療保険者における受診歴は記載する必要はありません。）

②健保組合等被用者保険の被保険者で介護保険の被保険者

・健保組合等被用者保険の名称、所在地及び同保険者における計算期間内の受診歴

(7) 国民健康保険における高額介護合算療養費は、世帯主及び世帯員の支給合計額が世帯主（擬制世帯主）の口座に振り込まれることとなりますので、ご注意ください。

(8) 2 名を超える対象者を記載する場合は、複数枚に渡ることが分かるよう、右下の頁欄に全体の枚数と何枚目かを記載してください。

(9) 介護保険被保険者証が交付されていない被保険者については、介護保険情報（保険者番号、被保険者番号、保険者の名称及び加入期間）の記載は不要です。

(10) 介護保険で給付制限を受けており、自己負担が 3 割となっている方については、その給付制限期間中は自己負担額が著として計算されることとなり、高額医療合算介護（予防）サービスの費の支給ができません。

2 自己負担額証明書交付申請について

(1) 自己負担額証明書の交付を申請する場合は、必ず同じ市町村の保険者番号を記載してください（2 以上の市町村の保険者番号を記載しないでください）。

(2) 各医療保険（介護保険）資格情報ごとに、複数保険者分が必要である場合は、それぞれ保険者へ申請する必要があります。

別記第 2 7 号様式 (第 2 8 条関係)

介護保険負担限度額認定申請書

江東区長殿

年 月 日

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費(滞在費)に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ			保険者番号	1 3 1 0 8 6						
被保険者氏名			被保険者番号							
生 年 月 日	年	月	日	個人番号						
住 所	連絡先 — —									
入所(院)した 介護保険施設の 所在地及び名称(※)	連絡先 — —									
入所(院)年月日(※)	年	月	日	(※) 介護保険施設に入所していない場合及び ショートステイを利用している場合は、記入不要です。						

配偶者の有無	有 ・ 無	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。						
配偶者に関する事項	フリガナ							
	氏 名							
	生 年 月 日	年	月	日	個人番号			
	住 所	連絡先 — —						
	本年 1 月 1 日現在の住所 (現住所と異なる場合)							
課 税 状 況	区市町村民税	課税	・	非課税				

収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者/②区市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者		受給している全ての年金の保険者に○をしてください。 日本年金機構 地方公務員共済 国家公務員共済 私学共済
	<input type="checkbox"/>	③区市町村民税世帯非課税者であって 課税年金収入額、合計所得金額及び【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。(受給している年金に○をしてください。) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。		
	<input type="checkbox"/>	④区市町村民税世帯非課税者であって 課税年金収入額、合計所得金額及び【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。(受給している年金に○をしてください。) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。		
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	⑤区市町村民税世帯非課税者であって 課税年金収入額、合計所得金額及び【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。(受給している年金に○をしてください。) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金を含みます。		その他 ()※ (現金・負債を含む。)
	<input type="checkbox"/>	預貯金額	有価証券 (評価概算額)	

預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1,000万円(夫婦は2,000万円)、③の方は650万円(同1,650万円)、④の方は550万円(同1,550万円)、⑤の方は500万円(同1,500万円)以下です。
※ 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、③から⑤までの方は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です。

※ 内容を記入してください。

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	連絡先(自宅・携帯番号)
申請者住所	本人との関係

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、その全てを記入し、通帳の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上、添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合は、介護保険法第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、支給された額及び最大 2 倍の加算金を返還していただくことがあります。

同 意 書

江東区長 殿

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関(以下「銀行等」という。)に私及び配偶者(内縁関係の者を含む。以下同じ。)の課税状況、保有する預貯金及び有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、貴区長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

〈本人〉
住所

氏名

〈配偶者〉
住所

氏名

別記第 3 2 号様式中

生年 月日	年 月 日	性別	男・女
住所	〒 江東区 電話番号 ()		

を

生年 月日	年 月 日		
住所	〒 江東区 電話番号 ()		

に改める。

別記第 3 6 号様式中

生年 月日	年 月 日	性別	男・女
----------	-------	----	-----

を

生年 月日	年 月 日		
----------	-------	--	--

に改める。

別記第 3 9 号様式を次のように改める。

世帯主 氏名		世帯主と の続柄	
生年 月日	年 月 日		

に改める。

別記第47号様式を次のように改める。

別記第 4 7 号様式 (第 3 9 条関係)

介護保険料徴収猶予・減免申請書

江東区長 殿 次のとおり 年度分
介護保険料の徴収猶予・減免を申請します。

申請年月日	年 月 日	申請者が被保険者本人の場合は、 申請者住所及び電話番号は記入不要	
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号 ()		

被 保 険 者 に 関 す る 事 項	個 人 番 号										
	被 保 険 者 番 号										
	氏 名						生 年 月 日				
	住 所						年 月 日				
	保 険 料 額					納 期 限					
	特 別 徴 収 対 象 年 金 給 付 支 払 月										
	世 帯 の 主 生 計 者										

- 附 則
(施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
 - この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区介護保険条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を

加え、なお使用することができる。
江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和 4 年 1 0 月 3 1 日
江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 8 2 号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年12月江東区規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第2の47の項を次のように改める。

47	江東区子どもの医療費の助成に関する条例第4条の医療証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請に係る子どもに係る国民健康保険等被保険者資格関係情報
		当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報
		当該申請に係る子どもに係る生活保護実施関係情報
		当該申請に係る子どもに係る外国人生活保護実施関係情報
		当該申請を行う者又は当該者の配偶者に係る児童手当法第8条第1項の児童手当又は特例給付の支給に関する情報
		当該申請に係る子どもに係る江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療証の資格に関する情報
江東区子どもの医療費の助成に関する条例第8条の医療証の交付の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	当該届出に係る子どもに係る国民健康保険等被保険者資格関係情報	
	当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る市町村民税に関する情報	
	当該届出に係る子どもに係る生活保護実施関係情報	
	当該届出に係る子どもに係る外国人生活保護実施関係情報	
	当該届出を行う者又は当該者の配偶者に係る児童手当法第8条第1項の児童手当又は特例給付の支給に関する情報	
	当該届出に係る子どもに係る江東区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療証の資格に関する情報	
江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成4年12月江東区規	当該資格の消滅に係る子どもに係る国民健康保険等被保険者資格関係情報	
	当該資格の消滅に係る子どもに係る生活保護実施関係情報	
	当該資格の消滅に係る子どもに係る外国人生活保護実施関係情報	
	当該資格の消滅に係る子どもに係る江東区ひとり親家庭等の医療費	

則第62号)第1条の資格の消滅に係る事実についての審査に関する事務	の助成に関する条例による医療証の資格に関する情報
-----------------------------------	--------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月31日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第 8 3 号

江東区立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立都市公園条例施行規則（昭和52年6月江東区規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2江東区立仙台堀川公園の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年12月29日から施行する。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年10月31日

江東区長 山崎孝明

◎江東区規則第 8 4 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和40年3月江東区規則第14号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「東京手形交換所」に加入している銀行（代理交換委託者を含む。以下「所在地の銀行」という。）を「区の指定金融機関が加入している手形交換所に加入している銀行」に改め、同項第2号中「支払場所を所在地の銀行」を「区の指定金融機関が加入している手形交換所に加入している銀行を支払場所」に改める。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

告 示

◎江東区告示第 305 号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和 4 年 10 月 7 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

1 開発区域 又は工区に 含まれる地 域の名称	江東区北砂七丁目 950 番 1 及び同 番 10
2 許可を受 けた者の住 所・氏名	千代田区丸の内 2 丁目 4 番 1 号 株式会社オープンハウス・ディベ ロップメント 代表取締役 福岡 良介

◎江東区告示第 308 号

特定子ども・子育て支援施設等の確認につ
いて

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第 30 条の 11 第 1 項の確認を行ったので、法第 58 条の 11 第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 4 年 10 月 12 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設等 の種類
一時預かり 専門託児ル ーム「ろば の子」	江東区白河二 丁目 13 番 1 2 号ビル・ア キスリング 2 02 号	令和 4 年 6 月 6 日	認可外 保育施 設

◎江東区告示第 309 号

介護保険法第 78 条の 5 第 2 項の規定により指
定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届
出があったので、同法第 78 条の 11 の規定に基
づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 10 月 12 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号

0870800786

- 2 事業所の名称及び所在地

デイサービスここいち龍ヶ崎

茨城県龍ヶ崎市白羽 4 - 4 - 6

- 3 事業者の名称、所在地及び代表者

株式会社いっしん

茨城県かすみがうら市稲吉 2 - 18 - 15

代表取締役 川島 正行

- 4 廃止年月日

令和 4 年 3 月 24 日

- 5 サービスの種類

地域密着型通所介護

◎江東区告示第 310 号

介護保険法第 78 条の 5 第 2 項の規定により指
定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届
出があったので、同法第 78 条の 11 の規定に基
づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 10 月 12 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号

0873000194

- 2 事業所の名称及び所在地

デイサービスここいち神立

茨城県かすみがうら市稲吉 2 - 17 - 39

- 3 事業者の名称、所在地及び代表者

株式会社いっしん

茨城県かすみがうら市稲吉 2 - 18 - 15

代表取締役 川島 正行

- 4 廃止年月日

令和 3 年 9 月 30 日

- 5 サービスの種類

地域密着型通所介護

◎江東区告示第 322 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整
備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第
28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規
定により保管した自転車で利用者等の確認ができ
ないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても
当該自転車を返還することができない場合は、同
条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 2 項の規定に
より、当該自転車を処分する。

令和 4 年 10 月 18 日

江東区長 山 崎 孝 明

[別紙省略]

◎江東区告示第324号

令和4年10月21日江東区議会において認定された下記の令和3年度江東区各会計歳入歳出決算の要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定に基づき、監査委員の意見と併せて、各会計歳入歳出決算書のとおり公表する。

令和4年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和3年度江東区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和3年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算
- 3 令和3年度江東区介護保険会計歳入歳出決算
- 4 令和3年度江東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 5 令和3年度江東区各会計決算審査意見書・江東区各基金運用状況審査意見書・江東区財政健全化審査意見書

◎江東区告示第325号

令和4年10月21日、江東区議会の議決を経た、令和4年度補正予算を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年10月21日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和4年度江東区一般会計補正予算(第3号)
- 2 令和4年度江東区介護保険会計補正予算(第1号)

令和 4 年度江東区一般会計補正予算 (第 3 号)

令和 4 年度江東区一般会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 23,218,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 257,977,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	特別区交付金	58,238,729	3,710,903	61,949,632
	1 特別区財政交付金	58,238,729	3,710,903	61,949,632
10	地方特例交付金	479,000	△ 34,525	444,475
	1 地方特例交付金	479,000	△ 34,525	444,475
13	使用料及び手数料	2,950,130	△ 3,039	2,947,091
	1 使用料	2,164,211	△ 3,039	2,161,172
14	国庫支出金	44,051,052	1,860,168	45,911,220
	1 国庫負担金	37,464,208	1,782,952	39,247,160
	2 国庫補助金	6,569,842	77,216	6,647,058
15	都支出金	20,296,786	310,824	20,607,610
	1 都負担金	10,097,984	77,418	10,175,402
	2 都補助金	8,196,185	233,406	8,429,591
18	繰入金	26,031,546	10,028,072	36,059,618
	1 基金繰入金	26,031,546	10,028,072	36,059,618
19	繰越金	3,600,000	7,331,423	10,931,423
	1 繰越金	3,600,000	7,331,423	10,931,423
20	諸収入	2,728,003	14,174	2,742,177
	4 受託事業収入	312,282	14,174	326,456
	歳入合計	234,759,000	23,218,000	257,977,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	26,642,827	3,907,044	30,549,871
	1 総 務 管 理 費	15,912,210	3,788,175	19,700,385
	6 地 域 振 興 費	7,281,977	118,869	7,400,846
3	民 生 費	109,358,587	1,472,506	110,831,093
	1 社 会 福 祉 費	23,936,175	737,508	24,673,683
	2 高 齢 者 福 祉 費	6,316,645	233,856	6,550,501
	3 児 童 福 祉 費	58,054,801	501,142	58,555,943
4	衛 生 費	26,195,741	5,431,459	31,627,200
	2 環 境 衛 生 費	488,992	29,123	518,115
	3 公 衆 衛 生 費	14,071,196	5,401,943	19,473,139
	4 清 掃 費	7,801,417	393	7,801,810
5	産 業 経 済 費	4,615,349	224,216	4,839,565
	1 商 工 費	4,615,349	224,216	4,839,565
6	土 木 費	14,204,528	151,366	14,355,894
	2 道 路 橋 梁 費	4,956,831	58,434	5,015,265
	3 河 川 費	1,121,847	5,002	1,126,849
	4 公 園 費	2,790,176	22,400	2,812,576
	5 都 市 整 備 費	4,070,943	65,530	4,136,473
7	教 育 費	36,795,162	7,316,173	44,111,335
	1 教 育 総 務 費	12,475,032	7,001,738	19,476,770
	2 小 学 校 費	12,904,516	207,951	13,112,467
	3 中 学 校 費	7,456,313	78,744	7,535,057
	4 校 外 施 設 費	39,344	2,261	41,605
	5 幼 稚 園 費	1,713,046	12,896	1,725,942
	6 社 会 教 育 費	2,206,911	12,583	2,219,494

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9	諸 支 出 金	13,105,763	4,715,236	17,820,999
	2 特 別 会 計 繰 出 金	13,025,762	22,451	13,048,213
	3 諸 費	80,000	4,692,785	4,772,785
	歳 出 合 計	234,759,000	23,218,000	257,977,000

第2表 債務負担行為補正
追加

事 項 名	期 間	限 度 額
原油価格・物価高騰対策資金融資に伴う利子補給	貸付の年度から返済の年度まで	千円 貸付残高の5%以内に定める額

変更

事 項 名	区 分	期 間	限 度 額
異橋改修事業 (下部工)	補正前	令和4年度 ～ 令和5年度	千円 487,736
	補正後		705,358
河川維持管理事業 (仙台堀川取水ポンプ所改修 工事)	補正前	令和5年度 ～ 令和6年度	897,686
	補正後		1,180,361

令和 4 年度江東区介護保険会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度江東区介護保険会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 902,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,663,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出決算
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国 庫 支 出 金	8,177,357	37,555	8,214,912
	1 国 庫 負 担 金	6,423,896	30,365	6,454,261
	2 国 庫 補 助 金	1,753,461	7,190	1,760,651
4	支 払 基 金 交 付 金	9,931,961	48,494	9,980,455
	1 支 払 基 金 交 付 金	9,931,961	48,494	9,980,455
5	都 支 出 金	5,476,653	26,367	5,503,020
	1 都 負 担 金	5,183,141	25,341	5,208,482
	2 都 補 助 金	293,511	1,026	294,537
7	繰 入 金	6,991,539	67,191	7,058,730
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,092,025	22,451	6,114,476
	2 基 金 繰 入 金	899,514	44,740	944,254
8	繰 越 金	300,000	722,393	1,022,393
	1 繰 越 金	300,000	722,393	1,022,393
	歳 入 合 計	38,761,000	902,000	39,663,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保 險 給 付 費	35,713,974	171,400	35,885,374
	1 介 護 サービス等諸費	33,611,466	169,682	33,781,148
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	775,942	1,718	777,660
4	地 域 支 援 事 業 費	1,900,777	8,207	1,908,984
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,050,877	8,207	1,059,084
5	基 金 積 立 金	1,794	722,393	724,187
	1 基 金 積 立 金	1,794	722,393	724,187
	歳 出 合 計	38,761,000	902,000	39,663,000

◎江東区告示第 3 2 6 号

令和 4 年 1 0 月 2 1 日、江東区議会の議決を経た、令和 4 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 4 年 1 0 月 2 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 4 号）

令和4年度江東区一般会計補正予算（第4号）

令和4年度江東区一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,036,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ261,013,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	45,911,220	3,036,000	48,947,220
	2 国 庫 補 助 金	6,647,058	3,036,000	9,683,058
	歳 入 合 計	257,977,000	3,036,000	261,013,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民 生 費	110,831,093	3,036,000	113,867,093
	1 社 会 福 祉 費	24,673,683	3,036,000	27,709,683
	歳 出 合 計	257,977,000	3,036,000	261,013,000

◎江東区告示第 329 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を
開始する。

なお、その関係図面は、令和 4 年 11 月 1 日か
ら 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供す
る。

令和 4 年 11 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

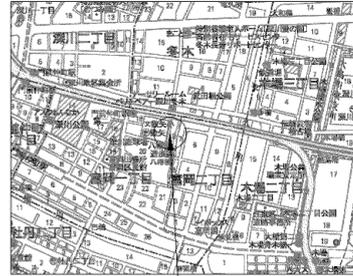
整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	深 97 号	江東区富岡一丁目 31 番 1 先から 江東区富岡一丁目 31 番 2 先まで	なし

特別区道深97号供用開始略図

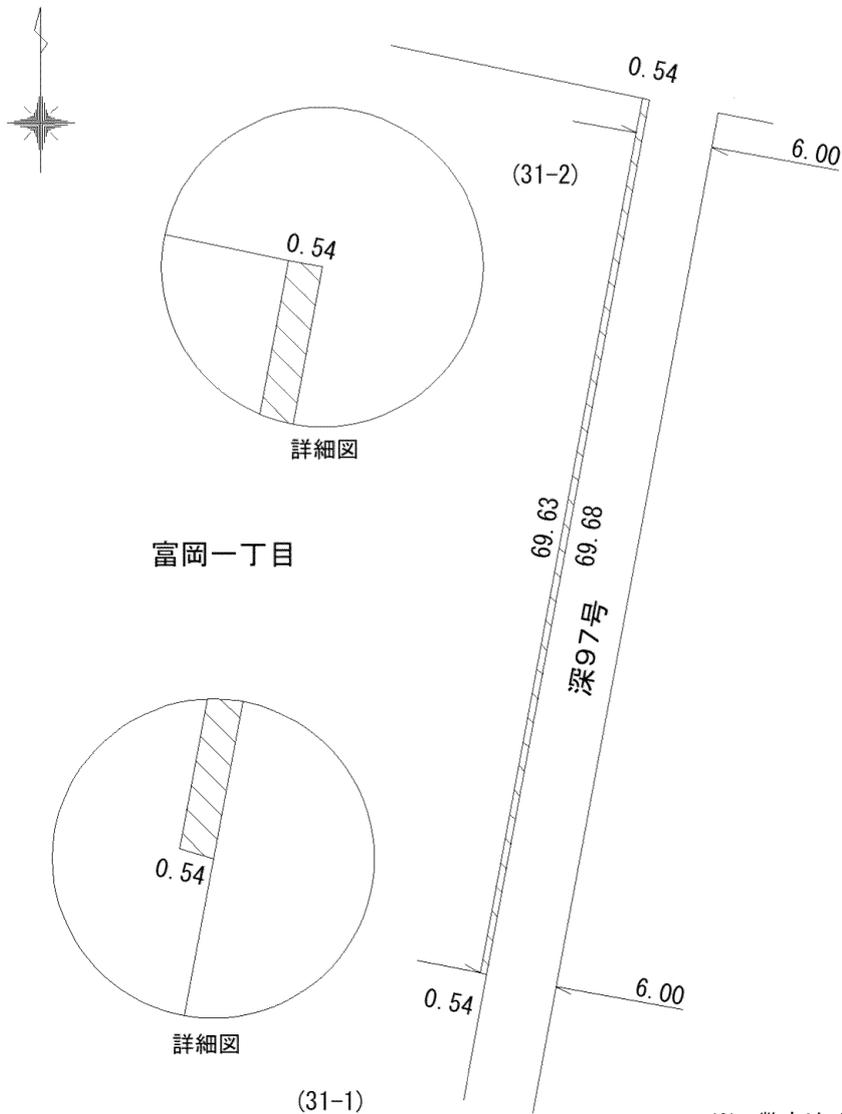
江東区富岡一丁目地内

 編入区域

編入面積 37.89 平方メートル



供用開始箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 330 号

介護保険法第 78 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 11 月 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 0 8 0 0 4 5 4
- 2 事業所の名称及び所在地
すこやか楽リハ塾
東京都江東区北砂五丁目 1 7 番 3 6 号 4 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社すこやか
東京都江東区北砂五丁目 1 7 番 3 6 号
代表取締役 矢内 誠
- 4 廃止年月日
令和 4 年 1 0 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 331 号

介護保険法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 及び第 115 条の 20 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 11 月 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 0 8 0 0 5 9 5
- 2 事業所の名称及び所在地
グループホームきらら亀戸
東京都江東区亀戸六丁目 3 2 番 1 5 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
スターツケアサービス株式会社
東京都江戸川区中葛西三丁目 3 7 番 4 号
代表取締役 山崎 千里
- 4 指定年月日
令和 4 年 1 1 月 1 日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第17号

下記により、令和4年第10回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和4年10月18日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和4年10月21日（金）
午前10時
- 2 場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 3 報告事項
(1) 令和4年第3回区議会定例会（教育委員会関係）について ほか

◎江東区教育委員会告示第18号

江東区文化財保護条例（昭和55年10月江東区条例第32号）第5条の規定に基づき、下記について江東区登録無形文化財の登録及び保持者認定を解除する。

令和4年11月1日

江東区教育委員会

記

- 1 登録及び保持者認定の解除
無形文化財（工芸技術）
(1) 提灯製作
江東区森下2
渋沢 昭男 死亡のため

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第17条の規定に基づき、令和4年度第2回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和4年10月17日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	中 嶋 雅 樹
同	白 岩 忠 夫

〔別紙〕

令和4年度第2回定期財務監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象範囲

- (1) 令和3年度一般会計
- (2) 令和3年度国民健康保険会計
- (3) 令和3年度介護保険会計
- (4) 令和3年度後期高齢者医療会計
- (5) 内部統制に関する事項

2 監査の対象部（局・室・所）

政策経営部、総務部、危機管理室、地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部（保健所）、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局

3 監査の実施期日

令和4年6月2日から同年7月29日までの計35日間

第2 監査の手続

令和3年度各会計歳入歳出予算の執行状況についての資料を対象部（局・室・所）から求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合等、必要と認める監査を実施した。また、今年度は、消費者センター、江東区保健所、道路事務所及び深川保健相談所の現地視察を行った。

監査対象工事については、工事概要調書及び工事工程表等の資料を併せて求め、監査当日は、工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場で説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、児童向け複合施設新築工事（江東区こどもプラザ）、東陽七丁目道路改良工事、仙台堀川公園改修工事（A-2）、江東区立南砂中学校校舎その他改修工事について、各現場視察を行った。

また、内部統制に関する事項として、令和元年度に実施した行政監査「財務事務に係る内部統制の現状と課題について」及びその後の定期財務監査の報告書において課題として言及した事項に対する令和 3 年度における取組みについて、政策経営部（行政管理担当）及び会計管理室を対象として、書面及び聞き取りによる監査を実施した。

第 3 監査の主眼点

財務事務に関しては予算の執行、収入、支出、契約等が、工事に関しては設計、積算、契約、施工、検査等が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、現金取扱事務（現金出納簿の整理等）を重点監査項目として監査を実施した。

また、内部統制に関する事項については、令和元年度行政監査及びその後の定期財務監査報告書において言及した課題等に対する取組み状況を把握することを主眼に、監査を実施した。

第 4 監査の結果

財務事務全般にわたり、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事実が認められたので、意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、関係各課に対し、口頭で改善を促した。

また、内部統制に関する事項については、今後の取組み等について別項で意見を付す。

第 5 指摘事項

1 契約書の特記条項に則った適正な事務処理を行うべきもの（政策経営部情報システム課）

情報システム課では、庁内 LAN やインターネット環境に関わるシステムなど様々な保守・改修等の業務を事業者に委託しているが、契約書に付された「個人情報の取扱いに関する特記条項」には再委託を禁止する旨が明記されているにもかかわらず再委託している事例や、業務の一部を再委託することが可能とされている契約において、同特記条項に定める誓約書や各種届書等が再委託先から適切に徴取されていない事例等が散見された。

また、同課は平成 28 年度から平成 30 年度までの定期監査において、同特記条項の取扱いに関して毎年度注意を受けてきたほか、令和元年度には指摘事項とされている。その後の措置については「管理方法を見直し、チェックリストを作成し、ダブルチェックを行うことで、管理の徹底を図る。」と報告され

ているが、今回指摘事項となった事実に鑑みると、改善が図られているとは言い難く、誠に遺憾である。

同課は、全庁に対して、情報セキュリティ実施手順の順守について指導している立場にあることも踏まえ、自らの管理する情報についても厳格に取り扱う必要がある。同課が取り扱うすべての委託事業の契約条項が実態に即した適切なものになっているかを含めて総点検し、確実な再発防止策を講じられたい。

2 支出事務を遅滞なく行うべきもの（こども未来部保育課）

以下に示す保育園の敷地については、いずれも東京都より賃借しており、賃料は 3 ヶ月毎に年 4 回定められた支払期限までに、請求に基づいて支払う旨の契約となっている。

保育園名	4月～6月分賃料（3ヶ月分）	請求書（納入通知書）の日付
太陽の子森下三丁目保育園	274,538円	令和3年4月21日
タムスわんぱく保育園木場	343,771円	令和3年4月21日
小名木川保育園	2,710,570円	令和3年4月22日

同契約に基づく令和 3 年 4 月から 6 月分の賃料（3 ヶ月分）の請求書については、保育課からの報告によると同年 4 月 26 日頃までには同課に到達し、支払期限は同契約に基づき同年 5 月 31 日とされていたが、支払期限に余裕のある他の請求書類と混同し、支払期限を過ぎるまで存在に気が付かなかった。

その結果、同賃料は支払期限から 11 日を過ぎて支払われたため、同契約に基づいて年 14.6% で算定した延滞金 14,619 円が発生した。

本件指摘事項は、本来支出する必要のない延滞金を支出することで、区に損害を生じさせたものであり、区政に対する区民の信頼を損ねるものである。

また、同課は平成 29 年度の定期監査報告書においても賃借料の支払い遅延による延滞金が 35,489 円発生していたこと等について指摘事項となっている。その後の措置については「年間を通して執行事務手続きの漏れがないようスケジュール管理を徹底し、適正な事務処理を行う。」と報告されているが、今回指摘事項となった事実に鑑みると、十分な改善が図られているとは言い難い。

今後は、会計処理にあたって遅滞や遺漏が生じないように、課内におけるチェック体

制を総点検し、確実な再発防止策を講じられたい。

第6 監査委員意見

1 重点監査項目について

今年度は、昨年度に引き続き現金取扱事務（現金出納簿の整理等）を重点監査項目として監査を実施した。その結果、法令等に従って概ね適正に処理されていることを確認したが、一部の課においては以下のような不適正な事例が見られた。

(1) 現金出納簿の記帳誤り等

- ① 記帳が年度の途中で途絶えており、年度の締め処理がされていない。
- ② 現金出納簿が事業別に作成されていない。
- ③ 現金で切手等を購入しているが、現金出納簿を作成していない。
- ④ 記帳されている金額や日付が、預金通帳や領収書などの証憑書類と一致しない。
- ⑤ 累計欄や残額欄についても、記帳されている金額の誤りや記帳漏れがある。

(2) 現金の取扱いに関わるその他の不適切な事例

- ① 領収書の控に連番が付されていない例や、連番の誤記や重複が見られた例があり、受領した現金が確実に納付されていることが確認できない。
- ② 前渡金の支払いが支払期間を超過している。
- ③ タクシー代等の支払いにあたり、他の経費による立替え払いをしている。

こうした事例の多くは、現金を取り扱う職員が現金出納簿の意義と必要性を理解していないほか、所属におけるチェック体制が不十分であることも起因していると思料される。

現金取扱いに関しては、昨年度の第2回定期財務監査において指摘事項となった手数料未納付の発生や、昨年度の第4回定期財務監査において監査委員意見として言及した、年度を超えた未精算金の発生についても、いずれも現金出納簿が正しく記帳されていなかったことが起因している。

現金出納簿の整理については、「金銭会計事務の手引き」や「基本事務マニュアル」においても記入例とともに説明されているところであるが、これらのマニュアルが有効に活用されていないことは誠に残念である。

各課におかれては、江東区会計事務規則等、事務の根拠となる規定や現金出納簿の記帳方法を改めて確認するとともに、チェック体制が組織的なものとなっているかを含めて再点検されたい。

また、本件の制度所管である会計管理室に

おかれては、現金を取り扱うにあたっての注意点とともに、現金出納簿の意義と必要性も含めて周知徹底を図られたい。

2 個人情報を取り扱う業務の委託について

個人情報を取り扱う業務の委託については、昨年までも多くの課に対して注意を促しているところであるが、本監査においても前述の指摘事項のほか、多くの課において以下のような例が見られた。

- (1) 個人情報の取扱いに関する特記条項に定められた各種届書や誓約書が徴取されていない
- (2) 個人情報を取り扱う可能性がある業務の委託契約について、同特記条項が添付されていない。
- (3) 同特記条項から、誓約書の徴取に関する条項が省かれている。
- (4) 再委託を禁止する旨が明記された委託業務において、再委託されている。
- (5) 業務の一部の再委託が認められている委託業務について、再委託承認申請書に再委託する業務範囲が明記されていない。
- (6) 再委託先事業者から、同特記条項に定められた各種届書や誓約書が徴取されていない。

他の自治体においては、個人情報の取扱いに係る事件に関し、委託先事業者が他の事業者へ再委託した後、更に他の事業者に再々委託をしている、いわゆる「多重下請け」の状況にあることを委託元である自治体が把握していなかったことも問題点として指摘されている。

各課におかれては、個人情報を取り扱う業務の委託について、委託先における業務執行の実態（特に再委託の実態）が契約内容に則った適正なものであるか、改めて確認されたい。

また、本件の制度所管である広報広聴課におかれては、個人情報を取り扱う各業務委託の契約条項の実態を点検するほか、各課に対しては個人情報の取扱いに関する特記条項の意義や注意点等について改めて周知徹底を図るなど、事故を未然に防ぐための方策を検討されたい。

3 内部統制に関する事項について

会計事務に関する内部統制については、研修の実施やマニュアルの充実、システムの改修や検討が引き続き進められており、会計事務の適正執行に向けた効果を期待したい。今後とも内部統制体制の検討状況を踏まえながら、さらに実効性の高いモニタリング手法について引き続き検討を進められたい。

また、全庁的な内部統制体制の整備については、本監査においても具体的な進展状況が

確認できなかった。

内部統制は、行政の「品質保証」とも言えるものであり、区民等に対して区が適正に業務を遂行していることを明確に示すためには、内部統制を各部署に委ねるのではなく、全庁的な取組みとして推進する必要がある。

これを実効性あるものにするためには、まず、内部統制制度を統括する部署を明確に定めることが必要であり、内部統制を推進する部署と評価する部署をそれぞれ定めることも考えられる。

本件の制度所管である企画課におかれては、職員の業務負担や費用対効果も考慮しながら、組織の整備についてさらに検討を進められたい。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 4 年第 3 回定例会）

9 月 1 4 日から 1 0 月 2 1 日まで会期 3 8 日間にわたって開会した令和 4 年第 3 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

- | | |
|-----------|--|
| 議案第 5 8 号 | 令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 5 9 号 | 令和 4 年度江東区介護保険会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 6 0 号 | 保育所の指定管理者の指定について |
| 議案第 6 1 号 | 児童館の指定管理者の指定について |
| 議案第 6 2 号 | 障害者福祉センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 6 3 号 | 区立都市公園の指定管理者の指定について |
| 議案第 6 4 号 | 水上バスステーションの指定管理者の指定について |
| 議案第 6 5 号 | 自転車駐車場の指定管理者の指定について |
| 議案第 6 6 号 | 福祉会館の指定管理者の指定について |
| 議案第 6 7 号 | 高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第 6 8 号 | 議決を得た契約の契約変更について |
| 議案第 6 9 号 | 議決を得た契約の契約変更について |
| 議案第 8 1 号 | 江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 2 号 | 江東区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 3 号 | 江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 4 号 | 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 5 号 | 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 8 6 号 | 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |

- | | |
|--|--|
| <p>議案第87号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第88号 江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第89号 江東区地下鉄8号線建設基金条例の一部を改正する条例</p> <p>議案第90号 令和4年度江東区一般会計補正予算(第4号)
(以上10月21日原案可決)</p> <p>2 選任同意(区長提出)</p> <p>議案第91号 江東区教育委員会委員選任同意方について
鈴木清人
(10月21日同意)</p> <p>3 議案(議員提出)</p> <p>議員提出議案第18号 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>議員提出議案第19号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書</p> <p>議員提出議案第20号 動物愛護施策の更なる充実を求める意見書</p> <p>議員提出議案第21号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書</p> <p>議員提出議案第22号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について
(以上10月21日原案可決)</p> <p>4 認定</p> <p>認定案第1号 令和3年度江東区一般会計歳入歳出決算</p> <p>認定案第2号 令和3年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算</p> <p>認定案第3号 令和3年度江東区介護保険会計歳入歳出決算</p> <p>認定案第4号 令和3年度江東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
(以上10月21日認定)</p> <p>5 請願・陳情</p> <p>4陳情第15号 失語症者向け意思疎通支援</p> | <p>者派遣に関する陳情</p> <p>4陳情第33号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情(同一趣旨の陳情外1件4陳情第34号)
(以上10月21日採択)</p> <p>1陳情第58号の2 江東区の南北交通網の一刻も早い整備、暫定的な都営バスの運行本数大幅増加に係る陳情
(以上10月21日不採択)</p> |
|--|--|

